大阪府条例第　　　号

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

　大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年大阪府条例第四十号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （補償基礎額）第三条　（略）２　（略）３　次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の負傷若しくは死亡原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日において、他の生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十四円を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。　一　（略）　二　二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子　三　二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫　四―六　（略）４　（略）別表（第三条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数 | 五年未満 | 五年以上一〇年未満 | 一〇年以上一五年未満 | 一五年以上二〇年未満 | 二〇年以上二五年未満 | 二五年以上 |
| 学校医及び学校歯科医の補償基礎額 | 円六、一三〇　 | 円七、八九三 | 円九、五二〇 | 円一〇、七六三 | 円一一、六二〇 | 円一二、三六三 |
| 学校薬剤師の補償基礎額 | 五、一七〇 | 六、一四八 | 六、八三八 | 七、九九五 | 八、八八八 | 九、三五〇 |

備考　（略） | （補償基礎額）第三条　（略）２　（略）３　次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の負傷若しくは死亡原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日において、他の生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、第一号に該当する扶養親族については四百三十三円を、第二号から第五号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき二百十七円（学校医等に第一号に該当する者がない場合にあつては、そのうち一人については三百六十七円）を、それぞれ加算して得た額をもつて補償基礎額とする。　一　（略）　二　二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫　　　　三―五　（略）　４　（略）別表（第三条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数 | 五年未満 | 五年以上一〇年未満 | 一〇年以上一五年未満 | 一五年以上二〇年未満 | 二〇年以上二五年未満 | 二五年以上 |
| 学校医及び学校歯科医の補償基礎額 | 円六、〇八三　 | 円七、八四五 | 円九、四九〇 | 円一〇、七四三 | 円一一、六〇八 | 円一二、三五〇 |
| 学校薬剤師の補償基礎額 | 五、一三三 | 六、一一〇 | 六、八一五 | 七、九八〇 | 八、八七八 | 九、三四〇 |

備考　（略） |
|  |  |

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第三項の規定は平成二十九年四月一日から、新条例別表の規定は平成二十八年四月一日から適用する。

（適用区分）

２　新条例第三条第三項（附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、平成二十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

３　新条例別表の規定は、平成二十八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

（平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償等の補償基礎額の特例）

４　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに平成二十九年四月一日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額についての新条例第三条第三項の規定の適用については、同項中「第一号及び」とあるのは「第一号に該当する扶養親族については三百三十四円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき二百六十七円（学校医等に第一号に該当する者がない場合にあつては、そのうち一人については三百三十四円）を、」と、「を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十四円」とあるのは「（学校医等に第一号に該当する者及び第二号に該当する扶養親族がない場合にあつては、そのうち一人については三百円）」とする。

（補償基礎額が改正前の大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の規定による補償基礎額を下回る場合の特例）

５　前項の規定により読み替えて適用する新条例第三条第三項の規定による補償基礎額が改正前の大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例第三条第三項の規定による補償基礎額を下回る場合の平成二十九年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの期間に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同月一日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で当該期間について支給すべきものの補償基礎額については、前項の規定により読み替えて適用する新条例第三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。